郡上市エネルギー価格高騰対策支援事業



エネルギー価格高騰の影響を受けている市内事業者に対し、事業継続の下支えを目的に、夏季の光熱費の一部を支援します。

対 象 以下の要件をすべて満たす、市内事業者

- 1. 市内に事業所を有し、かつ営業実態がある中小法人・個人事業主であること
- 2. 1店舗単位での申請であること(1店舗1回限り)
- 3. 国、県、市等から同様の補助金等の交付対象者でないこと など

対象経費 令和5年6月から8月の光熱費の合計額

※光熱費:電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油

補助率 対象経費の30%以内 ※予算の範囲内

申請方法等

補助額 中小法人50万円/事業所(上限額)、個人事業主10万円/事業所(上限額)

※下限額は中小法人、個人事業主共に1万円

間 商工観光部商工課 67-1808

次期作支援事業

~肥料等資材高騰に対する農業者への支援~



2,895万円

世界情勢の変化による農業資材の高騰により、営農に大きな影響が出ていることから、令和6年度以降の農産物等の生産に積極的に取り組む農業者に対し、予算の範囲内で市内での農産物等の生産継続を支援します。

対象 令和6年度において引き続き市内で農業を営む市内に住所を有する個人又は市内に主たる 事務所又は事業所を有する法人

①営農支援タイプ

- ▼令和4年税申告において農業所得がある個人 直近の事業年度税申告において農業所得がある法人 認定農業者・認定新規就農者のうち、令和5年より営農を始めた者
- ▼肥料費及び諸材料費の合計額(税抜)×15%(千円未満切捨て・上限50万円) (令和5年より営農を始めた方は計算が異なります。)

②農業振興タイプ

- ▼令和5年に市内において、農作物を作付けしている者

申 請 申請書は、市ホームページからダウンロード または農務水産課及び各振興事務所にあります。

 申請方法等

間 農林水産部農務水産課 67-1835